

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、将来、老後や病気、ケガで障害が残ったとき、または家族の働き手がなくなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

■保険料の納付を猶予する制度があります

○学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付を猶予される制度です。

○納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付を猶予される制度です。

■国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯に亘って保障されます。

②老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほかに障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子がいる配偶者」や「子」）が受け取れます。

詳しくは、町民税務課住民係まで（☎43-2012）

無料で取得できます

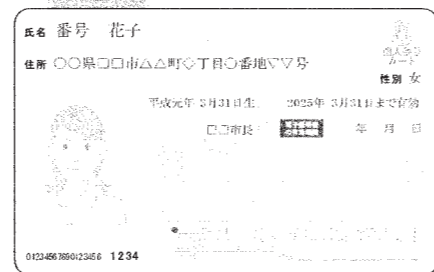
マイナンバーカードをつくってみませんか

① 公的な身分証明書として

顔写真付きの公的な身分証明書として、運転免許証などと同じく、口座開設、レンタルビデオ店会員登録、郵便局での郵便物受け取り等の利用が可能。（免許を返納しても、身分証明はこれで大丈夫！）

② マイナンバーの提示が1枚で

年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ1枚で可能です。さらに、各種手続きで住民票等の添付書類が不要になります！（確定申告などがインターネットからできます）



〈申請は簡単にできます〉 なりすまし防止のため、一度役場にお越しください

①申請します

通知カードについている交付申請書に、顔写真を貼って郵送してください。※証明用写真機やスマートフォンで写真を撮影し、そのままオンラインで申請することもできます。※引っ越し等をした場合や、申請書を紛失した場合は、役場で新しい申請書をお受け取りください。

②約1ヵ月後、カードが役場に届きます

カードの準備ができましたら、役場からご自宅に交付通知書（はがき）が届きます。

③役場でカードを受け取ってください

必要な持ち物（②の交付通知書に記載）をお持ちのうえ、役場にお越しください。本人を証明する大切なカードですので、お手数ですが、ご本人の来庁をお願いします。

詳しくは、町民税務課住民係まで（☎43-2012）

住民税(町・県民税)の申告と所得税の確定申告のお知らせ

今年も、住民税の申告と所得税の確定申告の相談を集落ごとに行います。

◇相談期間 **2月8日(木)～3月14日(水)**

◇受付時間 【午前の部】8時30分～11時 【午後の部】1時～3時

◇相談会場 **役場3階 大会議室**

◇問い合わせ 町民税務課 TEL43-2014（直通）

申告に必要な書類は次のとおりです。

①共通資料（申告する方皆さんがお持ちいただくもの）

- ・申告する方の平成29年中の収入がわかる書類(源泉徴収票の原本・賃金支払明細書等)
- ・社会保険料の支払領収書(領収書を必ず持参してください)
- ・生保・地震保険、旧長期損保控除をする方(29年中の支払証明書)
- ・医療費控除をする方(明細書の添付、または、領収書を医療機関ごとに整理し、合計金額を明記)
- ・障害者控除をする方(障害者手帳、障害者控除対象者認定書等)
- ・申告する方の印鑑及び通帳等

②自営業や農業などの事業所得のある方（①以外に必要な資料）

帳簿・領収書などを基にした平成29年中の収入(売上金や工事代金等)金額と、その収入を得るために要した経費について整理した収支内訳書を持参してください。

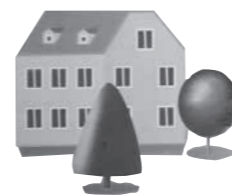
※農業・自営業・不動産貸付業を行なっているすべての方は、『記帳と帳簿等の保存』が必要になりました。町民税務課窓口にて、各事業における「収支内訳書作成の手引き」を用意していますので、ぜひご利用ください。

■所得控除(医療費控除や寄付金控除等)や住宅ローン控除等を受けようとする方は、申告することにより源泉徴収された所得税から還付を受けられる場合があります。

自分で書いて直接税務署に送付できます！

前年の確定申告書を参考に、「所得税の確定申告をしなければならない」と思われる方には、1月中旬に新庄税務署から確定申告書用紙または、はがきが届きます（e-Tax等で申告された方を除く）。確定申告書用紙が同封されている場合は、手引き書を参考に必要事項を記入して直接税務署に申告書を送付することで申告ができます。期間内に送付すれば、役場での申告は必要ありません。

取り壊し、改築をした家屋・建物は届出を！



家屋などの建物には固定資産税が課税されています。家屋などの建物を取り壊した時は、必ず役場町民税務課に届出を行ってください。届出をしないと課税対象のまま残り、余分に税金を納めることになってしまいます。増・改築した場合も届出を行ってください。

町民税務課賦課係 TEL43-2111(内線134)

インターネット公売の町民税務課収納係のお知らせ

最上町では、財源の確保と納税の公平性確保のために、インターネット公売を行なっています。一定の条件を満たす方であれば、どなたでも参加することができます。

◇公売財産/動産 ◇公売方法/せり売り
◇公売の場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションのシステム上

◇公売参加申込期間
2月15日(木)13:00～2月27日(火)23:00まで

◇入札期間
3月6日(火)13:00～3月8日(木)23:00まで

※詳しくは、町のホームページ(<http://mogami.tv>)をご覧ください。

○問い合わせ 町民税務課収納係 TEL43-2111（内線131）